

# 普及・啓発委員会運営要領

## (目 的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における普及・啓発委員会（以下、「本委員会」という。）の運営要領を定める。

## (位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、運営部門の他の委員会、研究部門、事業部門、国際交流部門及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの普及・啓発活動を行う。

## (組 織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長、及び委員より構成する。委員長は、本委員会を代表し統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。

本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 3名以内（必要に応じて、普及、啓発等の担当副委員長をおくことができる。）
- ③ 委 員 必要に応じて公募の上、委員長が定める。

## (任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年度の総会までとする。再任は妨げない。

- ① 委員長は、理事会が選任する。
- ② 副委員長は委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、必要に応じて公募の上、委員長が選任する。
- ④ 委員長が任期途中で退任する場合は、理事会が後任を選任する。副委員長、及び委員が任期途中で退任する場合は、本委員会において後任を選定する。副委員長については理事会に報告する。

## (業 務)

第5条 本委員会は、定款第5条（1）①に定める「最終処分場技術システムの普及啓発に係る事業」及び同条（1）④に定める「最終処分場技術システムの適用に関心のある団体への助言又は援助の活動に係る事業」の推進に係る下記の業務を実施する。

### (1) 普及に関する業務

- ① ロゴマークの新設、改廃、及び各方面への浸透に関する事項
- ② NPO・LSAの活動状況に係る普及・広報に関する事項
- ③ 最終処分場に関する適正技術の普及に関する事項

- ④ 総会、理事会、各部門から要請される普及・広報に関する事項
- ⑤ 宣伝物の作成及び配布等、普及・広告に関する事項
- ⑥ 関係団体との連携等、普及拡大に関する事項
- ⑦ 図書出版による普及に関する事項
- ⑧ その他、普及活動に関する事項

(2) 啓発に関する業務

- ① NPO・LSA の総会の準備・運営に関する事項
- ② 研究発表会、講演会、シンポジウム等、最終処分場の技術向上に係る啓発に関する事項
- ③ LSA 技術セミナー等、最終処分場関係者の継続教育・啓発に関する事項
- ④ 図書の企画・出版による啓発に関する事項
- ⑤ その他、啓発に関する事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、普及啓発委員会が起案し理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成25年5月28日から施行する。

改定履歴  
令和2年2月28日改定  
2021年9月16日改定